（は）

ハイゼントラ20%皮下注１ｇ／５mL	１ｇ５mL１瓶	9,488	
ハイゼントラ20%皮下注２ｇ／10mL	２ｇ10mL１瓶	17,907	
ハイゼントラ20%皮下注４ｇ／20mL	４ｇ20mL１瓶	33,796	

（ゆ）

ユニタルク胸膜腔内注入用懸濁剤４ｇ	４ｇ１瓶	7,112

外　用　薬

品名	規格単位	薬価 円

（あ）

アゾルガ配合懸濁性点眼液	１mL	438.20
アレジオン点眼液0.05%	0.05%１mL	385.80

（う）

ウルティブロ吸入用カプセル	１カプセル	271.00

（ふ）

フルティフォーム50ｴｱｿﾞｰﾙ56吸入用	56吸入１瓶	2,735.20
フルティフォーム125ｴｱｿﾞｰﾙ56吸入用	56吸入１瓶	3,193.10

（れ）

レルベア100ｴﾘﾌﾟﾀ14吸入用	14吸入１ｷｯﾄ	2,816.80
レルベア200ｴﾘﾌﾟﾀ14吸入用	14吸入１ｷｯﾄ	3,143.90

○厚生労働省告示第三百五十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十第二号㈠ハ中「及びルナベル配合錠ＵＬＤ（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」を「、ルナベル配合錠ＵＬＤ（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びアゾルガ配合懸濁性点眼液」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表50の項を次のように改める。

50	レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年８月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	060010xx97x3xx
		060010xx97x40x
		060010xx97x41x
		060010xx99x30x
		060010xx99x31x
		060010xx99x4xx
		060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
		060030xx01x3xx
		060030xx97x3xx

同表に次のように加える。

57	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年８月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	150110xxxxxxxx
58	ラニビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年８月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
		020350xx99xxxx
59	タラポルフィンナトリウム（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年９月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x00x
		010010xx01x01x
		010010xx01x10x
		010010xx01x2xx
		010010xx01x3xx
		010010xx97x00x
		010010xx97x01x
		010010xx97x3xx